

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県病院局財務規程(平成16年病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。)及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者) 福島県立宮下病院長 横山 秀二

2 入札に付する事項 入札公告による。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札公告による。

なお、参加資格制限者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け(物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。)となることは認められていないので、応札製品について該当がないことを確認のこと。

※福島県出納局のホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

ア 納入期限までに必ず納品する旨の確約書(任意様式)

※申請者の記名及び登録印があること。

イ 参加資格制限者が今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入れ先となっていない旨の確認書(任意様式)

※申請者の記名及び登録印があること。

なお、入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)により、県から通知するものとする。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

・提出期限 令和8年9月29日(火) 午後5時 ※必着

・提出場所 福島県立宮下病院事務部

※郵送または持参による。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期日及び提出場所

・提出期限 令和8年10月6日(火) 午前10時

・提出場所 福島県立宮下病院会議室

※郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び会場

・日時 令和8年10月6日(火) 午前10時

・会場 福島県立宮下病院会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し

イ 委任状(第7号様式) 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、1リットルあたりの単価を記載すること。

(単価には配達料、手数料等の一切の諸経費を含めること。)

イ 入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払い金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額(円未満切り捨て)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(円未満切り捨て)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き単価を記載すること。

ウ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ)をすること。

エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

財務規程第192条第1項第5号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額(単価)に100分の110を乗じて得た額に、更に予定数量を乗じて得た額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立宮下病院事務部から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

(1) 入札者は入札説明書、仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により福島県立宮下病院事務部(電話0241-52-2321、FAX0241-52-3133)に令和8年9月18日(金)までに説明を求めることができる。

福島県立宮下病院は、福島県立宮下病院ホームページに掲載する方法により令和8年9月25日(金)まで回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合があるときは代理人による入札を認める。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前号各の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引き換え、

又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規程に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に100分の110を乗じて得た額に、更に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規程第173条第2項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規程第174条各号(別記)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する単価購入契約書(以下「契約書」という。)に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 電子契約による契約締結の意向確認

- (1) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。この場合、書面による契約書の作成を省略する。

- (2) 落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載の上、下記メールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

〈miyashita.byouin@pref.fukushima.lg.jp〉

- (3) 電子契約における契約の確定時期は、両者が電子契約サービス上で電子署名を完了したときに確定したものとする。

ただし、本契約案件への発注者と受注者の電子署名日が、契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっては、契約の効力は契約書に定める履行開始日から生じるものとする。

- (4) 電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。
(電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

17 契約条項

契約条項は、契約書(案)及び財務規程による。

なお、契約書(案)第11条において規定する市況の著しい変動とは、原則として毎月下旬の市況価格が原稿契約単価設定時の市況価格に比べ3円程度変動をみた場合をいうものとする。また、契約期間の途中で5円以上の市況価格の激変があった場合には、契約変更を協議することができるものとする。

- 18 当該契約に関する事務を担当する部門 上記5の(1)と同じである。

福島県病院局財務規程(抜粋)

別記(契約保証金の減免)

第174条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去2年間に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫等を含む。以下第192条第1項第2号において同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)～(12) (略)

第1号様式
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県立宮下病院長

入札参加者 住 所
商号又は名称 (代表者印省略)
代表者職・氏名

電話番号 (- -)
ファクシミリ ()

案件名	令和8年度A重油購入単価契約（予定数量35,500リットル）
質 問 事 項	

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県立宮下病院長

案 件 名	令和8年度A重油購入単価契約（予定数量35,500リットル）
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県立宮下病院長

(〒 -)
住 所
(ふりがな)
商号又は名称 印
代表者職・氏名

電 話 番 号 (- -)
F A X 番 号 (- -)
(作成担当者職・氏名)

令和 8 年 9 月 1 4 日付けで公告のありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名 令和 8 年度 A 重油購入単価契約
A 重油 (予定数量 35,500 リットル)
- 2 物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者登録について
 - (1) 登録番号 ()
 - (2) 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限等の措置の有無について
有 ・ 無
- 4 本店、支店又は営業所の所在地 (福島県内にある事務所)
申請人が県内の者である場合は、記載不要。

(第3号様式に添付する書類の作成例・様式は任意)

確 約 書

令和 年 月 日

福島県立宮下病院長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

福島県立宮下病院が発注する「令和8年度A重油購入単価契約」（予定数量 35,500 リットル）について、購入単価契約締結の際は、納入期限を守り確実に納入することを約します。

(参考様式ですので、適宜修正して頂いて結構です。)

(第3号様式に添付する書類の作成例・様式は任意)

確 認 書

令和 年 月 日

福島県立宮下病院長

入札参加者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

案 件 名	令和8年度A重油購入単価契約
	A重油（予定数量 35,500 リットル）

参加資格制限者が今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入れ先となっていないことを確認しました。

(参考様式ですので、適宜修正して頂いて結構です。)

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県立宮下病院長 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名 及び数量	令和8年度A重油購入単価契約（予定数量35,500リットル）	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書 (見 積 書)

金 額	千	百	拾	円	拾銭	銭
(税抜)				.		

品 名 令和8年度A重油購入単価契約
A重油（予定数量 35,500 リットル）

納入場所 福島県立宮下病院

契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和 年 月 日
住 所

商号又は名称

代表者職・氏名 印
(代理人氏名 印)

福島県立宮下病院長 様

- 注) 1 入札書として使用する場合は、見積書を二重線で消し込むこと。
(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)
- 2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 3 小数点以下第2位（銭）まで記入すること。
- 記載方法
- 例) 80円の場合 ¥80.00と記載
80.5円の場合 ¥80.50と記載
- 4 再度入札（見積）の場合は、入札（見積）書の前に「再」と記入すること。

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和8年10月6日に執行される「令和8年度A重油購入単価契約」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県立宮下病院長

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

(代理人が出席する場合に必要)